

メコンデルタにおける土地所有と経済社会開発史

高 橋 保*

A Historical Analysis of the Problem of Landownership and Socio-Economic Development in the Mekong Delta

by

Tamotsu TAKAHASHI

The problem of landownership in the Mekong Delta was of decisive importance to the result of the war in South Vietnam ended in April 1975 by the victory of the Provisional Revolutionary Government of South Vietnam (PRG), and also it is expected to be very important in estimating the political and socio-economic future of the country. Considering these conditions, the author makes a historical analysis of the problem of landownership in the Mekong Delta.

Chapter I comments on the evolution of rice culture and the institutionalization of a system of landlord control over the 1862–1945 period. The following chapters are directed to analysis of the changing process of landholding in the Delta after the Second World War.

Chapter II examines the land reform by the Viet Minh regime over the 1945–1954 period. The Viet Minh lowered rents and redistributed the land to tenants in the area they controlled. But during the interregnum of 1954–1959, the socio-institutional accomplishments of the Viet Minh were reversed by the Ngo Dinh Diem regime aided by the U. S. Government.

Chapter III is a study of land reform by the Ngo Dinh Diem regime in the later half of 1950s. This land reform also aimed to protect the farmer's tenancy rights and redistributed paddy land to the farmers by limiting an owner's holding to 100 ha. But the effect of these land reform decrees had not been clearly established because this reform was accompanied by many abuses, and moreover this reform gave much less benefit to the tenants than the Viet Minh reform.

Chapter IV examines the development of the 1960s NLF (National Liberation Front of South Vietnam, after June 1969 PRG = Provisional Revolutionary Government of South Vietnam) land policies and the favorable response to them by the farmers in the Delta.

Chapter V discusses the new land reform by the Nguyen Van Thieu regime, planned as the South Vietnamese and U. S. Governments' most useful counter measure to NLF (PRG) land policies, in the beginning of the 1970s. With this new reform, the Government of South Vietnam aimed to give farmers almost the same benefits as the NLF reforms and granted rights even to tenants who had received land in the NLF distribution. This new reform was carried out relatively well. But even by this land reform, the superiority of the PRG over the Nguyen Van Thieu regime in the Mekong Delta was not changed.

* アジア経済研究所

Through these land reforms of various Vietnamese regimes after the Second World War, the situation of landownership in the Mekong Delta has changed remarkably. Especially the size of landholding owned diminished markedly, and many tenants having become *de facto* masters of the land they tilled economic differences among farmers in the Delta are decreasing.

Under these conditions, the PRG, two months after the liberation of all South Vietnam, recommenced the distribution of land to the farmers in the Mekong Delta for the completion of land reform as the foundation for building the socialist economy.

Future changes of political and socio-economic conditions in the Mekong Delta after are worth attention.

は し が き

1975年4月末に起きたベトナム共和国（いわゆるサイゴン政権）の首都サイゴンの陥落と南ベトナム臨時革命政府（南ベトナム民族解放戦線）による全国土の解放という事実によって、ベトナム史はここに新たな段階に入った。

そこでこの南ベトナムの今後の政治経済を展望するにあたって、これまでと同様とくに注目されるのが、この国の農業生産の中心地帯としてのメコンデルタである。メコンデルタは19世紀後半のフランスによるベトナム植民地化以降本格的に開発された地帯であるが、それ以降とくに第二次世界大戦直後以来30年にわたって続いた戦乱時代を通じて、この地帯の政治・経済の動向はつねにこの国の行方に決定的な影響を及ぼしてきたのである。近年でもメコンデルタは反共親米のサイゴン政権と臨時革命政府側との政治・経済闘争の大きな焦点となっていた。こうしたメコンデルタの重要性については、社会主義路線をめざす臨時革命政府の統治下に入った今後においても全く変わらないと思われる。

本稿はこうしたメコンデルタの重要性を理解する重要な一環として、本デルタにおける第二次世界大戦前からの土地所有制度の変遷をたどり、それが同地域の経済社会開発ひいては政治動向にどのような影響を及ぼしてきたかについて一べつしようとするものである。

I 第二次大戦前のメコンデルタ開発と大土地所有制

第二次大戦前、1930年頃のベトナムにおける土地所有状況をみると表1のごとくである。これによれば、中部ベトナム（旧アンナン）における土地所有においては零細自作農が支配的であったのに対して、南部ベトナム（旧コーチシナ）の水田地帯ではインドシナ政府のコンセッション（国有地払下げ）制度を中心に、フランス人を含めた大土地所有制が一般化し、地主—小作制度が支配的であった点に大きな特色があった。このコーチシナにおいては、土地所有者総数のわずか1%にすぎない大地主（100 ha以上の所有者）が全米田の36%を所有し、その大部分が純小作人およびそれに近い「小作兼自作」農家によって耕作されていた。メコンデルタ

表1 (a) ベトナムにおける土地所有の規模別構成 (1930年ごろ)

地 域	ト ン キ ン				ア ン ナ ン				コ ー チ シ ナ			
	人 数	%	面 積	%	人 数	%	面 積	%	人 数	%	面 積	%
小土地所有者 (5 ha 以下)	946,500	98.2	480,000	40.0	646,700	98.5	400,000	50.0	183,000	71.7	345,000	15.0
中土地所有者 (5~50 ha)	17,500	1.8	240,000	20.0	8,900	1.35	120,000	15.0	65,750	25.8	850,000	37.0
大土地所有者 (50ha 以上)	180	0.02	240,000	20.0	50	0.008	80,000	10.0	6,300	2.5	1,035,000	45.0
村落共有地			240,000	20.0			200,000	25.0			70,000	3.0
合 計	964,180	100	1,200,000	100	655,650	100	800,000	100	255,050	100	2,300,000	100

出所：Yves Henry, *Economie Agricole de L'Indochine* (Hanoi, 1932) pp. 211-212. より作成。

表1 (b) ベトナム水田における所有と経営 (1930年代)

(1) ト ン キ ン

区 分	水 田 所 有 規 模						計
	0~0.36 ヘクタール	0.36~1.8 ヘクタール	3.6~3.6 ヘクタール	3.6~18 ヘクタール	18~36 ヘクタール	36ヘクタール 以上	
所 有 者 数...	594,091 人	287,792 人	60,303 人	20,725 人	818 人	225 人	963,981 人
同 %...	61.63%	29.85%	6.25%	2.15%	0.08%	0.02%	100.0%
水田占有%...		40%		20%		20%	80%...

(2) ア ン ナ ン

区 分	0~0.5 ヘクタール	0.5~2.5 ヘクタール	2.5~5 ヘクタール	5~25 ヘクタール	25~50 ヘクタール	50ヘクタール 以上	計
	人	人	人	人	人	人	
所 有 者 数...	449,391	165,351	31,340	8,538	343	51	655,014
同 %...	68.5%	25.3%	4.7%	1.3%	0.05%	0.008%	100.0%
水田占有%...		50%		15%		10%	75%...

(3) コ ー チ シ ナ

区 分	0~1 ヘクタール	1~5 ヘクタール	5~10 ヘクタール	10~50 ヘクタール	50~100 ヘクタール	100ヘクタール 以上	計
	人	人	人	人	人	人	
所 有 者 数...	85,931	97,060	37,616	28,141	3,623	2,693	255,064
同 %...	33.68%	38.05%	14.74%	11.03%	1.42%	1.04%	100.0%
水田占有%...	15%		37%		45%		97%...

出所：Yves Henry, *Economie Agricole*, pp. 108, 144, 182.

において、その全土の80%までが小作農によって耕作されていたのである。これらの小作農はつねに収穫高の40%から50%に及ぶ高率の小作料と6カ月で50%から100%にも及ぶ地主＝高利貸からの高利の負債にあえいでいたのである。

フランス植民地支配下のメコンデルタ経済の一般的傾向としては、1930年までは一貫して農

民の生活水準を上昇させる方向に働き、相対的高米価による輸出拡大に伴う農業生産の増大をみたが、それに続く1930～1945年の15年間に於いて農民とくに小作人の経済状態は懐滅的打撃を受けたことが指摘できる。いま図1に示したところによれば、フランス植民地化以来一貫した人口の増加とそれを上回る速度での1930年までの耕地面積の増大および31年以降の停滞ないし減少、そして30年代に加速化を示すような形で米輸出の増加傾向をみることができる。1930年までの耕地面積の拡大過程においては、地主—小作制度はフロンティアの開拓と植民にとってきわめて有効な手段であったとみられる側面がある。

地主が何百万人というデルタ農民の経済的条件を制度的に掌握するに至ったのはフロンティアが消滅して以後のことであり、この時期から以後小作人の経済的上昇機会は減少し、地主—小作制は広範な経済的搾取と社会的濫用のメカニズムに転化してしまったとみられる。1930年における米価の懐滅的低落にもかかわらず、みずからの所得を維持しようとした地主は、より多量の米を輸出すべく、小作料としてそれまで以上の取り分を要求した。一方、市場向け生産を行っていた小土地保有農は、所得の減退を免れえず、終局的には高利貸しに土地を収奪されてしまった。こうした状況は、メコンデルタに大量の農業プロレタリア層を産み出し、彼らをますます劣悪な経済状態へと追いやるものであったと考えられる。¹⁾

以上が、1945年のベトナム8月革命（1945年9月のベトナム民主共和国の独立）の前夜に存在したメコンデルタの農学および社会的様相だったのであり、それが共産主義者による民族革命に対する民衆の支持をとりつけうる客観的基盤でもあったといえることができる。

II ベトナムの土地改革

1945年のいわゆる8月革命により民族独立を達成したベトナム政府（ベトナム民主共和国）は、独立直後から土地改革に着手した。すなわち、1945年11月には貧農に分配するためフランス人地主および裏切り者（越奸）の土地を没収したり、小作料を8月革命以前より25%切り下げるとの通達を出したり、共有地（公田）を分配したりした。

再植民地化を狙うフランスとの間に展開されたインドシナ戦争が長期化の様相を呈してきた1948年以後、かなり本格的な土地改革が着手されたが、当時未だその支配領域いわゆる解放区が小さく、かつ流動的であったために、これらの措置の実際効果はそれほど大きなものでは考えられない。

フランスに対する抵抗戦争が彼らベトナム側に有利に展開し、解放区も安定・拡大してきた

1) Robert L. Sansom, *The Economics of Insurgency in the Mekong Delta of Viet-Nam*, Cambridge, 1970. Chap. II, pp. 18-52.
 なお、このほか第二次大戦以前のメコンデルタの開発に関する主要文献として、以下のものがある。
 Charles Robequain, *L'Evolution Economique de l'Indochine Française*, Paris, 1939; Yves Henry, *Economie Agricole de l'Indochine*, Hanoi, 1932.

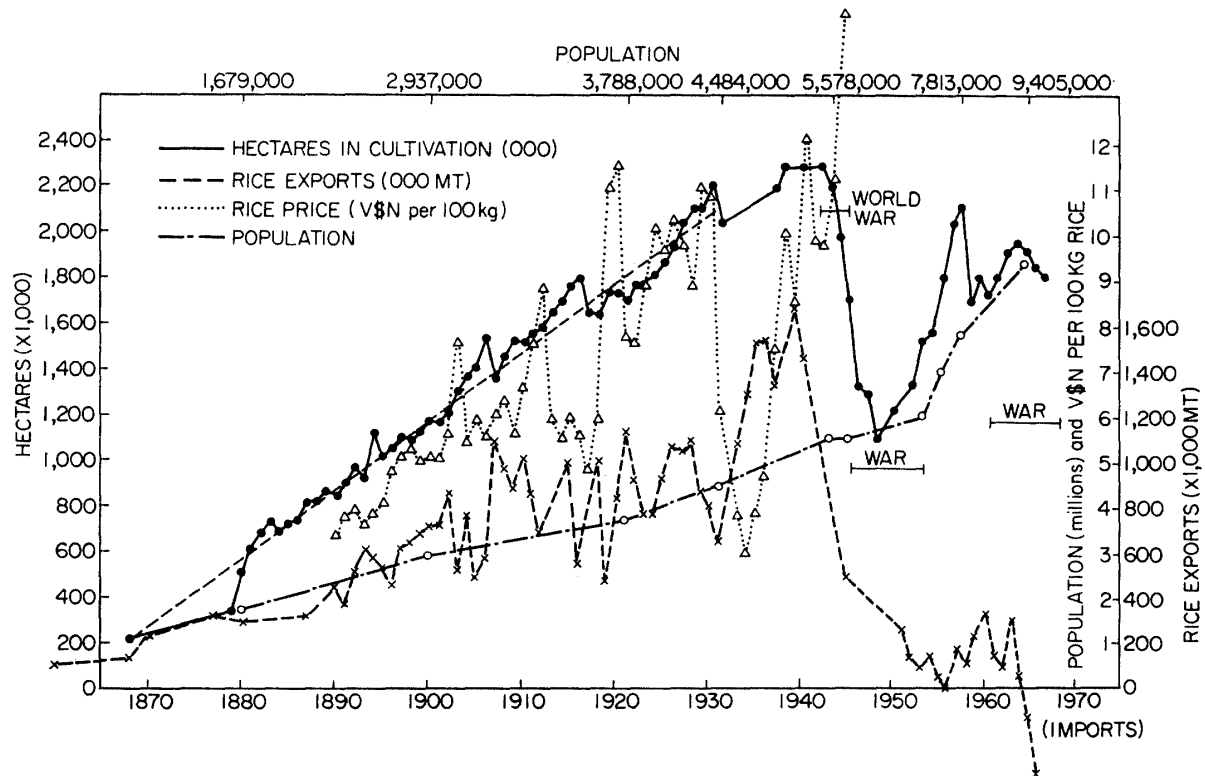


図1 コーチシナにおける米作を中心とした経済開発過程
出所：Robert L. Sansom, *The Economics of Insurgency in the Mekong Delta of Viet-Nam*, Cambridge, 1970.

図1 付表 コーチシナの水稲作付面積・米輸出力

年次	作付面積 (1000ヘクタール)	米輸出力 (1000トン)
1868年	216	133
1879	349	
1880	522	284
1885	743	
1890	854	
1895	1,026	630
1900	1,174	747
1905	1,407	
1910	1,528	
1915	1,766	1,373
1920	1,752	1,189
1925	1,880	1,520
1930	2,214	1,121
1935	2,111	1,775
1936	2,164	1,780
1937	2,151	1,547
1938	2,308	1,064

1950年代に入ってから、ようやく本格的な土地改革を実施するに至った。戦争での勝利を得るためにも、ますます多くの農民のエネルギーを吸収する必要があったのである。ベトミンの党と政府は、これまで部分的に行なわれてきた土地改革を全国的規模で実施すべく、1953年12月には国会で土地改革法を可決した。

この土地改革法では、農民による土地の私的所有の制度を実現するため、植民地主義者による土地所有と封建的土地所有を廃止することがうたわれていた。地主の政治的態度によって、没収、補償なしの収用、強制買収の方法がとられた。買収価格は年平均収穫額に等しくし、年利1.5%、期間10年の特別債で支払われることになった。またプランテーションは分配の対象とならず、富農の土地も収用されなかった。土地なし農民と貧農が土地の分配を受けることになったが、この法律の適用については村の農民代表協議会と農民組合の執行委員会が責任を持つこととされた。

こうした土地改革は、ジュネーブ協定成立（1954年7月）以後の1957年に完成をみることとなる。²⁾ しかもそれは北緯17度線以北のベトナム北半分の地域においてであった。この間、ジュネーブ協定の規定により、北緯17度線以南の地域はアメリカの支持をうけるゴー・ディン・ジェム政権（ベトナム共和国）の支配領域となったからである。

この北緯17度線以南の地域において、ベトミンの土地改革が1954年7月までにどの程度実施されたかについては、今なお不明の点が多い。北ベトナム側の資料によれば、1945年8月から1954年7月までの期間に、南部で64万 ha の土地が分配されたといわれ、小作料はこの間収穫の10～15%にまで引き下げられたとしている。³⁾

Ⅲ 南ベトナムにおける1950年代の土地改革

インドシナ戦争期を通じて全ベトナム民族がベトミン側につきフランスとの抵抗戦争に参加したわけではなく、親仏政権としてのベトナム国が元安南皇帝バオダイを国家元首として、ベトナム南部を中心に存在していた。このバオダイ政権も、上記のベトミン政権に対抗し、ベトナム農民大衆を自勢力側につけるために1953年に土地改革を実施した。

バオダイ政権によって発布された法令20号は、土地貸借を文書による契約とすること、小作期間を5年、小作料を収穫高の15%とすることを規定していた。また土地再分配について規定した法令21号では、地主の土地所有限度を北部（旧トンキン）で12～36 ha、中部（旧アンナン）で15～45 ha、南部（旧コーチシナ）で30～100 ha としていた。また法令22号では、過去3年間放棄されていた土地については、現在の耕作者がその収穫を享受できる。また旧地主

2) 拙著『東南アジアの価値体系・ベトナム』現代アジア出版会、1971年、pp. 157-172 参照。

3) *Etudes Vietnamiennes*, No. 7 および No. 8.

がその土地を貸し付けもしくは売却するときは、現在の耕作者が先買権をもつこと、などを規定していた。

しかし、実際には、これらの法令はほとんど実施されることがなく、一般農民に対してバオダイ政権不信の念を助長させるところとなった。

ジュネーブ協定後、親仏のバオダイ政権に代わって登場した親米のゴー・ディン・ジェム政権下に至って本格的な土地改革が実施されることとなった。国内における民族運動の実績が少なく、ジュネーブ協定によって北部から移住してきたカトリック教徒の避難民約90万のほかに、国内に確固たる支持基盤をもたなかったゴー・ディン・ジェム政権にとって、北ベトナムのホー・チ・ミン政権に対抗しつつ国内での支持基盤形成という重要課題達成のためには、どうしても農民の心をつかむ必要があり、そのために土地改革は避けて通ることができない政策課題だったのである。もちろん、インドシナ戦争で荒廃した農村の生産力の回復、北部からの避難民や失業者の農業部門への吸収・安定化という経済的・社会的狙いがあったことはいうまでもない。前述したように、ベトナム南部は大土地所有制の強いところであり、その意味で北部にくらべていっそう土地改革を必要としていたのである。

ゴー・ディン・ジェム政権による土地改革は二つの段階よりなり、まず1955年に実施された小作料引き下げと耕作権保証の措置をもって開始された。このたびの改革によって小作料は収穫量の25%以下と定められ最小限3年ないし5年の耕作権が保証され、また小作契約の期限が切れても地主が自作する場合のほかは土地取り上げは認められないことが規定された。いまその成果についてみると、1959年末までに法令に基づく小作契約数は約80万件、その小作面積は約147万 ha に達し、90%以上の小作地について契約が結ばれた。

土地改革の第2段階として、1955年10月には大地主の土地買収、再配分を規定する法令第570号が制定された。その意図は従来の小作農に土地を与え自作小農経営（1戸当り最低2〜3 ha）を育成することによって、これまでの甚だしい土地所有の不均衡による経済・社会的不平等を修正し、また彼ら農民の生産意欲を刺激し農業増産・農民福祉向上に役立たせようとすることにあった。この法令では、米作地の最高所有限度を100 haと定め（ただしこれ以外に祖先祭祀のため代々相続してきた土地は最高15 haまでその所有を認められる）、これを越える水田を政府が地主から買収して小作農に売り渡すことを規定していた。なお旧地主への補償は、補償価格の10%を現金で、残りは政府公債（年利3%、12年満期、譲渡不可）で支払われ、一方土地の分配をうけた者は、その翌年の収穫後第1回の土地代価を支払い6年賦で皆済することに定められていた。⁴⁾

ところで、当時の南ベトナムにおける土地所有状況はどのようなものであっただろうか。

4) Republic of Vietnam, Secretariat of State for Land Property and Agrarian Reform, *English Translations of Basic Vietnamese Land Tenure Legislation*, Saigon, 1961.

まず中部ベトナム（旧アンナン）地帯では、1930年代の土地所有状況（上掲表1）から推して、50 ha 以上の水田を所有しているのはわずか33人という有様で、これからは最高土地所有制限 100 ha というのはあまり意味がないことがわかる。この地帯では土地所有者の93.5%までが2.5 ha 以下の土地所有者なのである。この地帯で、土地再分配計画の対象地は5400 ha すぎなかった。⁵⁾

一方、メコンデルタを主領域とする南部ベトナム（旧コーチシナ）地帯での土地所有状況はどうだったか。1930年頃においては、100 ha～500 ha の水田所有者が2440人、500 ha 以上の所有者が240人で、これら2680人の地主が所有する米田は約733,800 ha で、南部地域の全水田の36%を占めていた。これらが1950年半ばにおいても変わらないとして、このうち改革後も保有を許される100 ha の土地268,000 ha と祖先祭祀のために追加保有を許される15 ha の土地合計40,200 ha を除いた425,600 ha が収用の対象となった訳である。ところが、Gittinger の推計によると、1957年ごろにおいては、1930年ごろ以降に土地集中が進んでいたために、100 ha 以上の土地を所有している地主の全所有地は1930年ごろの733,800 ha から976,602 ha へと増加しており、一方該当地主数は2680人から2170人へと減少を示していた。1930年代に土地所有者のわずか1%を占める地主が全米田の36%を所有していたが、1957年には彼らは45%を所有するに至っていたのである。⁶⁾

結局、今回の土地再分化法令の対象となったのは、720,000 ha であった。このうちには、ベトナム人所有地のほかに、フランス人の全所有水田面積228,877 ha がふくまれている。当時の南ベトナムの水田面積約2,000,000 ha の36%、全小作地1,200,000 ha の60%がこの土地再分化法によって影響をうけることになったわけである。

ところで、いま上記の土地再分配計画の成果についてみると、当初政府が完了を予定した1961年末までに収用済み面積は422,431 ha に達した。これに、1958年フランス政府から援助の形で贈与された旧フランス人地主所有の水田面積230,000 ha を加えると、法令が予定した対象地の90%を収用したことになる。

一方、再分配の進捗状況をみると、1961年末現在までに分配面積は243,615 ha、被分配者は114,149人に達していた。これは分配予定面積の37%（全米田面積の10%）、被分配予定者の38%（全小作農80万の約15%）にすぎなかった。この土地再分配計画はその後も引き続いて1968、9年まで実施された（表2）が、1960年代に入ってから政情不安の増大でその成果はあまり大きなものではありえなかった。いま1960年までの土地改革に対するアメリカ援助の額を示すと、表3の通りである。

5) J. P. Gittinger, *Studies on Land Tenure in Vietnam*, Saigon, 1959.

6) J. P. Gittinger, "Vietnamese Land Transfer Program," *Land Economics*, Vol. 33, No. 2, May 1957, p. 174.

表2 1968年までの農地改革実施状況

	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
収用面積 (ha)	102,450	107,010	143,589	69,382	6,014	1,761	5,336	5,136	6,566	4,237	1,304
分配面積 (ha)	—	37,310	113,192	93,113	2,961	289	75	834	318	2,456	424
受益者 (ha)	—	28,464	41,316	44,369	1,232	201	12	318	139	784	133
補償面積 (ha)	32,064	57,281	116,247	110,294	8,151	65,542	40,508	3,463	8,957	4,479	1,391

出所：南ベトナム農業統計年鑑，1968年版。

表3 アメリカのベトナム土地改革計画への援助額

	Dollars (by fiscal year)	Counterpart Funds
Assistance 1955-1960		
Administration of agrarian reform project	\$ 282,000	\$ 3,257,000
Land development project	4,582,000	6,794,285
Subtotal	\$ 4,864,000	\$ 10,051,285
Assistance 1966-1968		
Land reform project	2,778,000	550,847
Total	\$ 7,642,000	\$ 10,602,132
1955-60年援助の内訳		
Year	Dollar Assistance (by FY)	Counterpart Support (VN\$ 1,000)
Administration of Agrarian Reform Project (#430-11-120-089)		
1955	\$ —	100
1956	70,000	23,632
1957	171,000	13,963
1958	16,000	40,170
1959	21,000	25,830
1960	4,000	(est) 10,000
Total	\$ 282,000	VN\$ 113,695
US\$ Equivalent		\$ 3,257,428
Land Development Project (#430-11-120-144)		
1957	\$ 3,207,000	VN\$ NA
1958	934,000	NA
1959	200,000	NA
1960	241,000	NA
Total	\$ 4,582,000	VN\$ 237,800
US\$ Equivalent		\$ 6,794,285

出所：A.I.D. Spring Review of Land Reform, June 1970, Second Edition, Volume IV: *Land Reform in the Philippines, North Vietnam, South Vietnam*, A.I.D. Dept. of State, Washington, D.C. p. 11.

以上のようなゴー・ディン・ジェム政権の土地改革については、その最高保有限度が大きすぎることで、改革の完全実施後においてもなお不在地主が優勢を保ち、一方南デルタ地帯の農家の半数近く（約80万戸）が土地所有なき農業労働者か 1～1.5 ha の小作農に留まらざるをえないこと、あるいは小作農の土地取得価格の支払いを6カ年賦にしたのは短かすぎ農民の負担が過重となる、など種々の限界と欠点が当初から指摘されていたが、結果的にみてやはり成功にはほど遠いものとなった。

その点で考慮すべき重要な事実、すでにこのたびの土地改革に先立ってインドシナ戦争期に南部ベトナムにおいてもベトミンによる土地改革が実施されていたということである。インドシナ戦争時代に 60 ha 以上の土地を有する地主 6,100人がサイゴンに逃れていたといわれるが、このように富裕地主のほとんどがサイゴンなど都市に逃れている間に、農村ではこれら不在地主の土地の多くは、ベトミンの指導下に対仏協力者の土地として没収され、農民に無償で再分配され、その結果農民たちが事実上の土地所有者になっていることが多かったのである。したがって、農民たちは、ゴー・ディン・ジェム政権の土地改革によって、過去数年間事実上所有していた土地に対する所有権を失い、改めて有償で譲渡を受けるか、ベトミン下での低い小作料（15%）から再び高い小作料（25%）を支払わなければならないことになった。一方、地主は事実上失われていた土地所有権を再び認められ、改めて政府に買い上げられることになり、また久しく手に入らなかった小作料を手に入れることが出来るようになったのである。ゴー・ディン・ジェム政権の土地改革実施に際して、「南ベトナムの小作農は、地主より以上に土地改革に敵対的であった」(*New York Times*)といわれることや、土地再分配計画において土地収用がかなりスムーズに進んだのに対して再分配がうまく進捗しなかった事実などは、こうした点から理解することができよう。

以上のように、いわば農民を苦しめ、地主を利する側面の多い土地改革の実施は、南部ベトナム農民たちのゴー・ディン・ジェム政権への支持を失わせたばかりでなく、再び政権との連携下に迫ってきた地主たちの圧制に対して、農民たちが自己の生活権のために強くこれに抵抗するに至ったのは当然のことであった。しかも農民たちは、かつてのように地主の命令に全く従順な農民ではなくなっていた。彼らの多くはベトミン指導下の反仏抵抗運動の影響を受け、政治意識も向上を示していたのである。1960年12月、南ベトナムにおいて反政府組織たる民族解放戦線(NLF)が結成されるや、それに魅力を感じその有力な支持基盤を構成したのは、こうした農民たちであった。

なお1960～61年における南ベトナム32省の土地所有パターンは、次に掲げる表4のごとくであった。

ゴー・ディン・ジェム政権時代には、重要な土地政策として、土地改革のほかにも、農地開発計画(Land Development Project)が実施されている。これは土地をもたない小作農民に政

表4 南ベトナムの32主要農業州における土地所有状況

(A) 農地における小作面積の割合			
1. Twenty-two southern provinces	64 percent		
2. Ten central provinces	40 percent		
(B) 農地経営における自小作別構成			
		22 Southern Provinces	10 Central Provinces
1. Owner Operators only	23 percent		29 percent
2. Operators with only rented land	47 //		11 //
3. Operators with both owned and rented land	30 //		60 //
(C) 保有地の規模別構成			
Size (hectares)	Holdings in Southern Provinces	Holdings in Central Lowland Provinces	
Under 0.1	15 percent	13 percent	
0.1-0.5	14	39	
0.5-1.0	14	27	
1.0-2.0	26	16	
2.0-3.0	14	3	
3.0-5.0	11	1.4	
5.0-10.0	6	0.5	
10.0-50.0	1	0.1	
	100 percent	100 percent	

出所：GVN, Ministry of Agriculture, 1960-1961 *Sample Agriculture Census*.

府の手で新たに開拓する土地を与えて彼らを自作農として定着させ、同時に農業生産の増大を意図するものである。

南ベトナム全土でインドシナ戦争期の政情不安によって放棄された水田面積は152万haに達したといわれ、一方中部高原地帯には従来全く未開拓のままに放置されていた150万haの可耕地が存在した。こうした土地の開拓・再耕地化はとくに中部平原地帯の零細農家・小作人の移住定着、北ベトナムからの避難民約90万人、地方農民の移住などによって推進された。このため1957年以来「土地開発センター」の設置が進められ、1957年～1964年間にこうしたセンターが全国に203設置され、45,589世帯、242,766人が入植している。その開拓面積は1962年2月まで合計9万haに達した。

政府はまず入植適地を選び、入植者の居住センターとする部分を開拓し（1センターは100戸から500戸）農民を移住させる。入植者は住宅ならびにその付属耕地として1戸当り1haを与えられる。さらに水田開拓地の場合は3ha、中部高原の場合は各戸4haずつの土地を別を与えられ、これらの開拓に着手する。居住センターには政府の手で小学校、病院、寺院、倉庫・市場などの公共施設が整備される。こうした入植者に対して、政府はたんに入植の初年度だ

けでなくその後も新作物の導入・栽培を奨励し、新栽培技術の普及のために種々の援助を与えている。もちろん、その過程において大きくアメリカ援助に依存するところがあったことはいうまでもない（表3参照）。

こうした開拓入植計画で最も恩恵をうけたのは、中部平野の零細水田農民であり、全入植者数の60%を占めた。ついで開拓地近辺の農民および北ベトナムからの避難民が多く、それぞれ全体の17~18%を占め、残りは中部高原地帯の少数民族民となっている。

こうした計画の一環として、メコンデルタで実施されたプロジェクトとして、Cai San 地区の 77,000 ha におよぶ水田開発、半島の先端部にある Bac Lieu 地区での放棄田 29万 ha の再開発、アシの平原 (Plaine des Joncs) 地帯の開墾20万 ha などがあげられる。

IV 解放戦線の土地政策と農民の動向

1950年代末期からメコンデルタを中心に活発な活動を展開していた反政府勢力は1960年12月に民族解放戦線を結成したが、同戦線は1960年代前半を通じて急速にその勢力を拡大してきた。

こうした民族解放戦線は、その重要政策の一つである土地政策について、つぎのごとく発表している（綱領第4項）。

①小作料の軽減を実施する。小作人の耕作権を保障する。荒地を開墾したものの所有権を保障する。革命によって土地の分配をうけた農民の所有権を保護する。②繁栄区（アグロビル）を廃止し、人民を入植センターに追い込むことを停止する。これらに追い込まれた人びとが自由に家に帰り、自分自身の土地で生計をたてられるようにする。③アメリカ帝国主義およびその手先に占有された土地を没収し、それを土地を持たない農民および貧農に無償で分配する。④共有地（公田）を公正かつ合理的な方法で再分配する。⑤国は話し合いにより、地主から適正な価格で、地域の具体的条件に応じてきめられた一定面積以上の土地を購入し、これを土地を持たない農民および貧農に分配する。分配は無償で、しかも無条件である。

以上のような内容の解放戦線の土地政策はきわめて柔軟性に富んだものであるが、この性格はのち1967年8月に発表された政治綱領でも一貫して維持されている。そこでは地主の所有権の尊重を明確に打ち出している。それはできるだけ幅広い国民各段層の結集を目指す解放戦線の政策としては当然のことであった。

さて、こうした解放戦線の土地政策は成果はいかなるものであろうか。解放地区ではすでに1966年までに200万 ha 以上にのぼる貧農への土地再分配が行なわれたといわれるが、このうち65万 ha はインドシナ戦争中にすでに農民に分配されていたものを、その後ゴー・ディン・ジェム政権＝地主によって取り戻され、いま再び奪回した土地であったとされている。南ベトナムの全耕地面積を約350万 ha として、その57%が解放区の農民に無償で分配されたということになる。一方、小作料も、1962~63年には1958~59年に比して40~80%軽減され、収穫の8~

20%となっていたと発表されている。解放戦線はまた、ゴー・ディン・ジェム政権より貸与を受けた負債の無効を宣言している。

以上のような解放戦線の土地政策は、抗仏戦争（第一次インドシナ戦争）時代に起こった土地所有関係の変化を承認し、ついでその変化を南ベトナム全土に拡大しようというものであった。この点、この変化を承認せず、アメリカの支持のもとに以前の土地制度を復活させようとしたサイゴン政権が農民たちの抵抗を招いたのと対照的に、解放戦線はその農民たちのエネルギーを吸収して発展をとげたものということができよう。

もっとも、こうして1960年代初期の数年を通じて、その土地再分配と小作料削減政策とによる農民の労働インセンティブの向上、およびその生活条件の大幅な改善に成功した解放戦線も、1964年後半に軍事作線の拡大が決定されて以後、その勢力伸展にブレーキがかけられるに至ったという見方もある。⁷⁾

それによると、初期の段階においては解放戦線の必要経費はすべて寄付制度によって賄われていたといわれるが、1964年から65年にかけて実施された新税制——軍支持税と呼ばれる重税とそれを怠った者に対するきびしい制裁——は、農民家族に粗所得の20%近い負担を強いるものであった。それは、農民が負わねばならない最も重い経済的負担であったために、解放戦線側では、彼らの土地改革によって獲得した農村地域の支持の多くを喪失せざるをえなかったという。つまり、彼らは自らが達成した地主から小作人への所得の移転を、小作人から解放戦線への所得の転移によって相殺してしまったというわけである。

さらに、解放戦線が一種の賦役制度を敷いたことも農民にとっては大きな負担であった。民生・経済改善計画のためではなく、戦争遂行のために農民の労働力が動員された。戦闘用村落ならびに要塞の建設、塹壕掘りと地下貯蔵所作り、歩哨、新兵の補充、税計画の執行、などが農民に最優先して行なわれるべき仕事として課されたのである。

こうして、1960年代中葉以降の解放戦線の経済政策はときに農民の利益に反する働きをするに至った。こうした動向は、サイゴン政府の側に何ら積極的な施策がなかったとしても、相対的な意味でその支持を高める傾向をもつに至るが、とくに同時期以後、アメリカ援助と結びついて政府領域から投入される近代的インプットが農民の利益にとって果たした大きな役割が注目される。

新しい高収量の稲品種と結びついた技術革新——かんがい、水位調節用のモーター、ポンプの利用、肥料の利用など——や低利金融の利用などは、伝統的経済において生産に対して加えられていた諸々の障害を崩壊させる可能性を示すものであった。こうして農民たちのサイゴン政権支持が上向き始めたのである。もちろん、農民たちにとって、サイゴン政府と解放戦線のいずれがより大きな利益をもたらすのか、換言すれば、解放戦線の土地と労働に対する強調と、

7) R. L. Sansom, *The Economics of Insurgency in the Mekong Delta of Viet-Nam*, 1970, pp. 211-227.

サイゴン政府—アメリカ援助の資本と技術に対する強調のいずれがより効率的であるかはにわかに判断し難い面がある。しかし、少なくとも、1960年代後半以後、解放戦線は決して無条件に農民の支持をとりつけることのできる存在でなくなってきたことだけは確かであるといえよう。

V チュー政権による新土地改革の実施とその成果

解放戦線による1968年のテト功勢は南ベトナム農村におけるサイゴン政府支配を大きく揺がした。サイゴン政権は、これらの解放戦線の支配下に一時的にもせよ入った地域を再び自政府支配下に奪回しようとする際、平定とともに、旧地主または旧小作人が帰ってきて、小作料を過去に遡って要求したり、土地を奪回したりして解放戦線から土地の所有を認められた農民の反抗を招くといった、過去のやり方を繰り返すわけにはいかなかった。一人でも多くの農民を自政権側の味方につけておく必要があったからである。

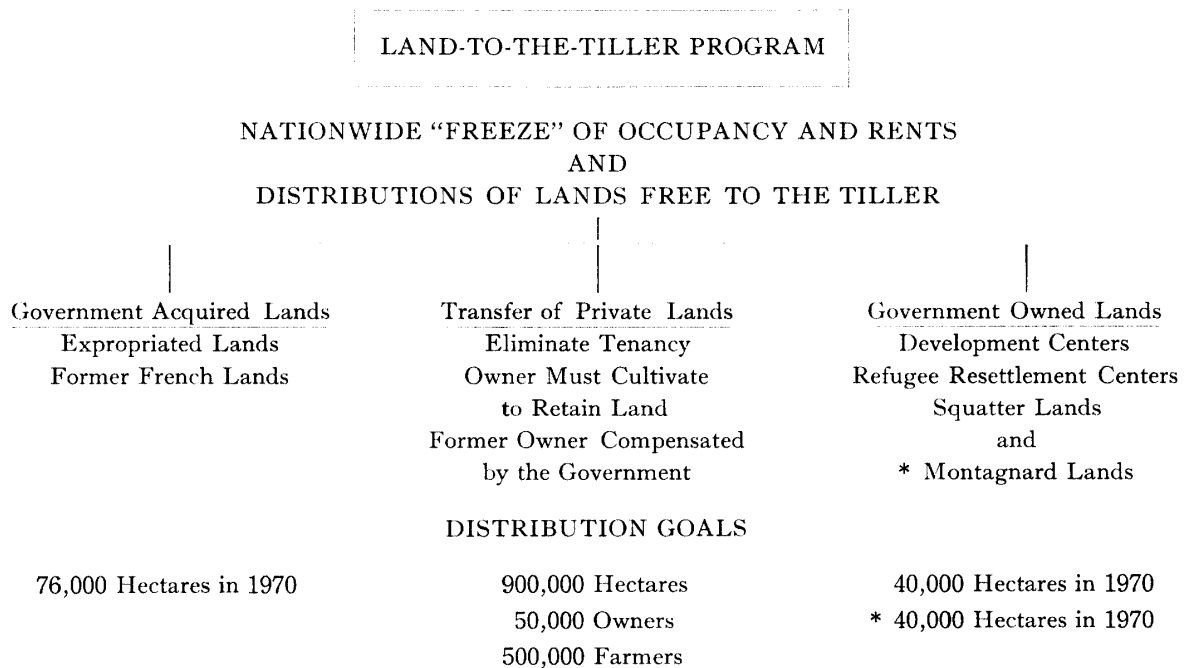
そこで1968年9月、グエン・バン・チュー大統領は、従来の土地政策を改め、現に耕作している者はたとえ解放戦線によって土地耕作を認められたものであっても、平定後も耕作することができ旨を宣言した。そのことは1969年2月の通達33号に取り入れられたが、これによって現に土地を耕作するものは所有権を持つ者によって立ち退かされることなく、また平定前の1年間に支払った小作料より高い小作料を支払うことを要求されないこととなった。この規定は1969年4月から、新たに平定された地域のみならず、すでに政府支配下にある完全政府支配地域にも適用されるに至った（通達69号、図2参照）。しかし、これらの施策は、旧地主、旧小作人と解放戦線から土地を与えられた農民との間の矛盾を最終的に解決するものではなく、単に一定期間「凍結」し解決を延期することにすぎなかった。

こうして、平定計画を成功させるためには、さらに一歩ベトナム農村の現実に歩み寄った土地政策が必要であった。こうした要請のもとに生まれたのが新土地改革法（The Land-to-the-Tiller Law）であった。

1970年3月26日に発布されたこの法令では以下のごとく規定されている。⁸⁾

①地主が直接耕作していない土地を適正な補償のもとに収用し、これを農民に無償で分配する。②小作制度をなくし、仲介人が土地を又貸しする悪弊を除去する。③共有地を分配する、との3条頃を規定している。また④地主の自作地の所有限度は15 haで、別に祖先祭祀のために5 haまで所有することができる。⑤これら所有限度を越える土地は有償で政府に収用されるが、補償額はその土地から穀で得られる年収の2.5倍に相当する額とする。補償の方法は土地価格の20%は現金で即時払い、残りは年利10%、期間8年の政府保証債で支払われる。⑥分配地は、農家に対して南部では3 haまで、中部では1 haまで無償で分配する。この限度は

図2 1970年の南ベトナム政府土地改革計画の概要



出所：A.I.D. Spring Review of Land Reform, June 1970, Vol. IV（前掲）

分配としてすでに所有している土地との合計にも適用される。分配地の分配は、①現在の耕作者、②戦死者の両親、配偶者または子、③退職した公務員または除隊した兵士、④戦争のため耕作を放棄した兵士、⑤土地を持たない農民、の順位により行なわれる。土地の分配を受けた者は登記税、印紙税および土地の移転に伴う全ての手数料を免除され、さらに第1年目は地租も免除される。

以上のほか、この法令を具体化した1970年6月5日の政令72号によれば、土地分配委員会を各村に設置するが、そのメンバーは村長、村評議会代表、村役場の農業・土地改革係、部落長そして村の土地台帳係をもって構成することとされている。

以上が新土地改革法の主要内容であるが、さきの50年代の土地改革と比較してみると、まず地主の自作地限度を祖先祭祀地をふくめて45ha、保有限度を115haとしていた旧法にくらべて、新法では自作地のみを認めてその限度を20haとし、他人に貸し付けるための土地保有を認めていない。それに旧法では土地改革の対象とならなかった共有地についても、新法ではその分配を規定した。また地主に対する補償は即金払いを10%から20%に、残額については債券の利子3%から10%に引き上げ、期間は12年のものを8年に短縮して地主の利益をはかっている。地価は旧法の実施当時ha当たり平均7,000ピアストルであったものが、新法では45,000

8) The Vietnam Council on Foreign Relations, *The Vietnamese Land Reform Law*, Saigon, n.d. (December 1970?).

ピアストルと見積られている。サイゴンの卸売米価が1959年から1969年までに6～7倍になっているから、これを考慮したのかもしれない。なお、旧土地改革法によって分配を受けた農民が地価支払い中の未払い分については、本新法発効とともに支払いの要なしとされた。

以上のような新土地改革法の性格を通観すれば、これは上述の有償収用、無償分配という解放戦線側の土地改革と同程度の土地改革を実施し、農民たちの支持とりつけにいっそうの努力を傾けていることがわかる。

この新土地改革法は1970年7月から実施された。政府はこのたびの土地改革で、地主からの新規収用地（90万ha）、旧土地改革による未分配政府保有地（76,000ha）など100万ha（全国小作地の80%）を収用し、1970年中に20万ha、1971年中に40万ha、1972年に40万haを分配することを予定した。これによって50万人の小作人が新たに土地所有者となり、その面積は90万haに達するものと見込まれた（図2）。

サイゴン政府の発表によると、この新土地改革法は成功裡に実施され、1970年8月～年末までに210,371haが142,055人の受益者に分配され、翌1971年には410,045haが307,782人の農民に分配され、ついで1972年には377,913haが351,078人に分配された。結局、当初の実施予定3カ年で、800,915人の耕作者が998,329haをカバーする土地所有者となったのである。この間、収用した水田面積は530,400haであり、それに要した補償費総額は23,146百万ピアストルであった。その費用の財源については、アメリカ援助によるところが大であった。

ともかく、こうして今回の新土地改革はいちおう成功し、現地での観察によっても受益者たる農民たちは、その所得水準を向上させたことはもちろん、高収量新品種の導入や技術向上にも積極的になり、メコンデルタの米生産における作付面積、生産量ともに1970年より著増を示し、また彼らが農村社会でも積極的な役割を演ずるような事態がみられるに至っている。従来は、村評議会メンバー、村長、部落長などは伝統的に大土地所有者や長老がその役割を演ずるのがつねであったが、最近では新土地改革によって受益した農民層の間から、こうした村落のリーダーシップを担う人物が輩出しつつあるのである。

こうしていちおう成功するかにみえたサイゴン政府のメコンデルタ開発政策は、しかし、1973年1月末のベトナム和平協定成立後急速にベトナムから離れていったアメリカからの経済援助額の大幅な削減で大きな挫折を迎えることとなった。一方、和平協定成立後、臨時革命政府側では農村を基礎にその解放区の建設・拡大をますます重点的施策として推進した。かくして、大勢としてはすでに1960年代末～1970年代初頭からサイゴン政権に対してかなり優位に立っていたメコンデルタでの臨時革命政府の地位は、この1973年初～75年初の時期にいっそう強化されたものと考えられる。

あ　と　が　き

過去30年の間に種々の政権による幾多の土地改革が実施され、それによって南ベトナムことにメコンデルタの土地所有パターンは大きく変貌をとげるに至った。第二次大戦前に特徴的だった大土地所有制はおおむね消失し、農家のかなりの部分は自己の耕作する土地所有者となり、かくして農民間の経済較差は大幅に減少した。このことは、結果的には1975年4月末以降この国唯一の統治勢力となった臨時革命政府の今後の社会主義路線推進のために重要な基盤整備を行なったことになる。

しかし、もちろん、まだまだ土地改革は完成されたわけではない。南ベトナム全土の解放より2カ月を経た6月末ごろから、メコンデルタにおいては各級の地方革命政権の手によって農民への土地分配が再開されており、現在も進行中のはずである。そして近い将来にはその土地改革の成果の上に立って社会主義的合作社の組織化が進められる予定だと伝えられている。すでに20年前の1950年代中葉に土地改革を完成し現在高級合作社の段階にまで進んでいる北ベトナムとの再統一が現実的政策課題となりつつある南ベトナムにとって、当面この土地問題の解決は早急に処理すべき最も重要な課題だといわなければなるまい。われわれは今後ともメコンデルタの政治経済の動向にいっそうの注意を払ってゆく必要があると思われる。